

薬学部教育の質保証専門小委員会について

令和3年8月27日

薬学系人材養成の在り方に関する検討会

1. 目的

薬学系人材養成の在り方に関する検討会（以下、「検討会」という。）における議論を踏まえ、薬学部教育の質の確保に向け、薬科大学・薬学部に対して書面調査、ヒアリング調査及び実地調査の方法を選択的に活用することによりフォローアップ調査を実施するとともに、当該結果を基にした課題等の整理を行う。

2. 体制

薬学部教育の質保証専門小委員会（以下、「質保証小委」という。）の主査は検討会の座長が検討会委員の中から指名する。

検討会の座長は、質保証小委の委員を定める。委員は、検討会の座長が検討会の委員の中から指名するものとするほか、必要があると認める場合は、検討会の委員以外の者であって、大学の薬学教育について知見を有する者を委員とすることができる。

3. 所掌内容

書面調査、ヒアリング調査及び実地調査の方法を選択的に活用したフォローアップ調査を実施するとともに、当該結果を踏まえた課題や対応策について議論を行う。

(1) 書面調査

書面調査においては、薬学部を置くすべての国公立大学に対して実施する。

(2) ヒアリング調査

上記書面調査結果を踏まえ、一定の水準に照らして、今後、優れた入学者の確保がさらに困難となることが懸念される及び優れた薬剤師を養成する体系的な薬学教育に問題があることが懸念される薬科大学・薬学部に絞ってヒアリング調査を実施する。

(3) 実地調査

ヒアリング調査に際しては、必要に応じて実地調査を実施する。

4. その他

検討会からの意見等を踏まえ、必要な調査・検討等を行うこととする。